

平成29年度盛岡市教育・保育施設利用者負担額表

(円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担の額(月額)						
		1号	2号・3号					
			3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯並びに保護者が児童福祉法による里親である世帯(1号を除く)	0	0	0	0	0	0	
B0	非課税世帯 (母子・父子・障がい者世帯等)	0	0	0	0	0	0	
B	A階層及びD0階層からD14階層までを除き、4月から8月分については28年度分、9月から3月分については29年度分の市民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	0	2,400	2,300	1,600	1,500	1,600	1,500
C0	均等割のみの世帯 (母子・父子・障がい者世帯等)	0	4,800	4,700	4,000	3,900	4,000	3,900
C	均等割のみの世帯 (C0階層を除く)	0	5,400	5,300	4,600	4,500	4,600	4,500
D0	48,600円未満 (母子・父子・障がい者世帯等)	1,000	6,200	6,000	5,400	5,300	5,400	5,300
D1	48,600円未満 (D0階層を除く)	5,500	7,400	7,200	6,400	6,200	6,400	6,200
D20	48,600円以上 54,600円未満 (母子・父子・障がい者世帯等)	2,000	9,000	8,800	6,000	5,800	6,000	5,800
D2	48,600円以上 54,600円未満 (D20階層を除く)	9,000	10,600	10,400	10,000	9,800	10,000	9,800
D30	54,600円以上 57,700円未満 (母子・父子・障がい者世帯等)	3,000	9,000	8,800	6,000	5,800	6,000	5,800
D3	54,600円以上 57,700円未満 (D30階層を除く)	12,000	14,000	13,700	13,400	13,100	13,400	13,100
D40	57,700円以上 59,400円未満 (母子・父子・障がい者世帯等)	3,000	9,000	8,800	6,000	5,800	6,000	5,800
D4	57,700円以上 59,400円未満 (D40階層を除く)	12,000	14,000	13,700	13,400	13,100	13,400	13,100
D50	A階層、B0階層、B階層、C0階層及びC階層を除き、4月から8月分については28年度分、9月から3月分については29年度分の市民税の所得割課税額の区分が右の区分に該当する世帯	3,000	9,000	8,800	6,000	5,800	6,000	5,800
D5	59,400円以上 77,101円未満 (D50階層を除く)	13,000	17,600	17,300	16,800	16,500	16,600	16,300
D6	77,101円以上 78,600円未満	13,000	17,600	17,300	16,800	16,500	16,600	16,300
D7	78,600円以上 97,000円未満	14,000	21,600	21,200	19,600	19,200	19,400	19,000
D8	97,000円以上 115,000円未満	15,000	26,600	26,100	24,200	23,700	23,000	22,600
D9	115,000円以上 133,000円未満	17,000	30,000	29,400	26,800	26,300	25,200	24,700
D10	133,000円以上 169,000円未満	18,000	36,000	35,300	30,800	30,200	26,800	26,300
D11	169,000円以上 268,000円未満	18,500	42,000	41,200	32,900	32,300	28,800	28,300
D12	268,000円以上 301,000円未満	19,000	47,100	46,200	34,800	34,200	30,300	29,700
D13	301,000円以上 397,000円未満	19,000	51,600	50,700	36,800	36,100	32,500	31,900
D14	397,000円以上	19,000	66,000	64,800	38,900	38,200	32,500	31,900

用語説明

- 1号：満3歳以上の教育標準時間認定を受けた幼稚園・認定こども園を利用する子ども
- 2号：満3歳以上の保育認定を受けた認定こども園・保育所を利用する子ども
- 3号：満3歳未満の保育認定を受けた認定こども園・保育所・家庭的保育事業等を利用する子ども
- 保育標準時間：施設を最大11時間利用する保育標準時間認定を受けた子ども
- 保育短時間：施設を最大8時間利用する保育短時間認定を受けた子ども

備考

- 1 市民税の額は、寄付金税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・特定増改築住宅借入金等特別控除をする前の額となります。
- 2 児童の年齢は、平成29年3月31日の年齢です。平成29年度途中に児童の年齢が変わっても変更になりません。
- 3 所得税・市民税について修正申告等をした場合は、利用者負担額が変わる場合がありますので、変更後の税額がわかる書類を提出してください。
- 4 利用者負担額は、同一世帯における児童の人数、学齢、施設の利用状況によって下記の軽減措置があります。
  - (1) 1号
    - 小学校3年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育施設等を利用している場合(※)、利用者負担の額が2人目の子どもにあっては半額、3人目以降は無料となります。
    - ただし、市民税の所得割課税額が77,101円未満の世帯で、保護者が監護する生計が同一の子ども等(実子・養子等)がいる場合には、年齢や保育施設等の利用(※)に関わらず、その子ども等を含めて第何子かを算定し、2人目の子どもにあっては利用者負担の額が半額、3人目以降は無料となります。別世帯に対象の子ども等がいる場合は、所定の様式により申請ください。
  - (2) 2号・3号
    - 小学校就学前の年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育施設等を利用している場合(※)、利用者負担の額を2人目の子どもにあっては半額、3人目以降は無料となります。
    - ただし、市民税の所得割課税額が57,700円未満の世帯で、保護者が監護する生計が同一の子ども等(実子・養子等)がいる場合には、年齢や保育施設等の利用(※)に関わらず、その子ども等を含めて第何子かを算定し、2人目の子どもにあっては利用者負担の額が半額(市民税非課税世帯の場合は無料)、3人目以降は無料となります。別世帯に対象の子ども等がいる場合には、所定の様式により申請ください。
  - (3) 市民税の所得割課税額が77,101円未満の母子・父子・障がい世帯等
    - 市民税の所得割課税額が77,101円未満の母子・父子・障がい世帯等で、保護者が監護する生計が同一の子ども等(実子・養子等)がいる場合には、年齢や保育施設の利用(※)に関わらず、その子ども等を含めて第何子かを算定し、2人目以降の子どもにあっては利用者負担の額が無料となります。別世帯に対象の子ども等がいる場合には、所定の様式により申請ください。
- ※ 小学校に在学、保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は家庭的保育事業等・児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合
- 5 利用する施設によって、利用者負担額以外に施設の運営に係る経費などの特定負担額や、教材費などの実費徴収を求めることがあります。